

政令第二百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）

第七十六条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の二第一項中「障害者等の属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。次項において同じ。）」を「障害者の配偶者」に改め、同条第二項中「障害者等及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者」を「障害者又はその配偶者」に改める。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

## 理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費の支給の制限について、その所得の基準の対象となる者から障害児及びその属する世帯の他の世帯員を除く必要があるからである。